

令和6年7月18日

監査委員決定

令和5年度健全化判断比率等審査実施計画

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、東京都監査委員監査基準及び令和6年監査基本計画に基づき、令和5年度健全化判断比率等審査を以下のとおり実施する。

1 審査の目的

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確であるかを審査する。

2 審査期間

審査依頼受領後から令和6年9月5日（木）まで

3 実施対象

項 目		局 名
(1) 健全化判断比率		
		財務局
(2) 資金不足比率		
	中央卸売市場会計、と場会計	中央卸売市場
	都市再開発事業会計	都市整備局
	臨海地域開発事業会計、港湾事業会計	港湾局
	交通事業会計、高速電車事業会計、電気事業会計	交通局
	水道事業会計	水道局
	下水道事業会計	下水道局

4 審査の通知及び意見書の送付

知事に対する審査の通知は、知事からの審査依頼があり次第直ちに行い、また、知事への意見書の送付は、健全化判断比率等審査意見の決定後速やかに行う。

(別紙) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査日程表

審査名及び会計名		局 名	審査日
(1) 健全化判断比率審査		財務局	令和6年8月5日から13日まで
(2) 資金不足比率審査			
	中央卸売市場会計、と場会計	中央卸売市場	令和6年7月25日
	都市再開発事業会計	都市整備局	令和6年7月25日
	臨海地域開発事業会計、港湾事業会計	港湾局	令和6年7月25日
	交通事業会計、高速電車事業会計、電気事業会計	交通局	令和6年7月25日
	水道事業会計	水道局	令和6年7月25日
	下水道事業会計	下水道局	令和6年7月25日